

保医発 0930 第 7 号 令和 4 年 9 月 30 日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第306号)が公布され、令和4年10月1日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和4年10月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特 定保険医療材料(使用歯科材料料)の算定について」(令和4年3月4日保医 発0304 第10 号)の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」(令和4年3月4日保医発0304第12号) の一部改正について

別添1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

1 別添1の第2章第12部第1節M001-3(3)の「及び脳動静脈奇形」を「、脳動静脈奇形及び薬物療法による疼痛管理が困難な三叉神経痛」に改める。

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う 特定保険医療材料(使用歯科材料料)の算定について」 (令和4年3月4日保医発0304 第10 号)の一部改正について

1 別紙1を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

1 間接法	
(1) メタルコアを用いた場合	
イ 大臼歯	77 点
ロ 小臼歯・前歯	48 点
(2) ファイバーポストを用いた場合	
イ 大臼歯	27 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点
2 直接法	
(1) ファイバーポストを用いた場合	
イ 大臼歯	27 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点
(2) その他の場合	
イ 大臼歯	33 点
ロ 小臼歯・前歯	21 点
(ファイバーポスト)	
1本につき	61 点
M005 装着	
1 歯冠修復物(1個につき)	
(1) 歯科用合着・接着材料 I	
イーレジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	17 点
ローグラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点
② 歯科用合着・接着材料Ⅱ	12 点
③ 歯科用合着・接着材料Ⅲ	4 点
2 仮着(1歯につき)	4 点
3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)	
(1) 歯科用合着・接着材料 I	
イーレジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	17 点
ローグラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点
(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ	12 点
	. 🗀

4 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン

M009 充填(1窩洞につき)	
1 歯科充填用材料 I	
(1) 複合レジン系	
イー単純なもの	11 点
ロー複雑なもの	29 点
(2) グラスアイオノマー系	
イー標準型	
a 単純なもの	8 点
b 複雑なもの	22 点
ロー自動練和型	
a 単純なもの	9 点
b 複雑なもの	23 点
2 歯科充填用材料 Ⅱ	
(1) 複合レジン系	
イー単純なもの	4点
ロ複雑なもの	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イー標準型	
a 単純なもの	3点
b 複雑なもの	8 点
ロー自動練和型	a H
a 単純なもの	6点
b 複雑なもの	17 点
M010 金属歯冠修復(1個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) インレー 複雑なもの	1 040 占
(2) 4分の3冠	1,040 点 1,300 点
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	1, 500 点
(1) 大臼歯	
イインレー	
a 単純なもの	418 点
b 複雑なもの	774 点
ロ 5分の4冠	974 点
ハー全部金属冠	1, 225 点
(2) 小臼歯・前歯	1, 220 ///
イインレー	
a 単純なもの	285 点
b 複雑なもの	566 点
ロ 4分の3冠	700 点
ハ 5分の4冠	700 点
二 全部金属冠	877 点
3 銀合金	
(1) 大臼歯	
イ インレー	

a 単純なもの	22 点
b 複雑なもの	38 点
ロ 5分の4冠	50 点
ハー全部金属冠	61 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	///
イインレー	
a 単純なもの	14 点
b 複雑なもの	29 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35 点
二全部金属冠	45 点
M010-2 チタン冠 (1 歯につき)	66 点
M010-3 接着冠(1歯につき)	00 ///
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	700 点
(2) 小臼歯	700 点
(3) 大臼歯	974 点
2 銀合金	314 m
(1) 前歯	35 点
(2) 小臼歯	35 点
(3) 大臼歯	50 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	00 M
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ大臼歯	418 点
ロー小臼歯・前歯	285 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	22 点
ロー小臼歯・前歯	14 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イー標準型	8 点
ロー自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	1,092 点
2 銀合金を用いた場合	99 点
M011-2 レジン前装チタン冠 (1 歯につき)	66 点
M015 非金属歯冠修復 (1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点
	= = = 7111

1 前歯 438 点 CAD/CAM冠用材料(IV) 2 小臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料(I) 188 点 (2) CAD/CAM冠用材料(Ⅱ) 181 点 3 大臼歯 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ) 350 点 注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算 定する。 M015-3 CAD/CAMインレー(1 歯につき) 1 小臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料(I) 188 点 (2) CAD/CAM冠用材料(Ⅱ) 181 点 2 大臼歯 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ) 350 点 注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算 定する。 M016 乳歯冠 (1歯につき) 1 乳歯金属冠 30 点 2 その他の場合 乳歯に対してジャケット冠を装着する場合 [次の材料料と人工歯料との合計により算定する。] 1 歯につき 2点 M016-3 既製金属冠 (1歯につき) 29 点 M017 ポンティック (1歯につき) 1 鋳造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大臼歯 1,411 点 口 小臼歯 1,062点 (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 49 点 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 イ 前歯 848 点 口 小臼歯 1,062点 ハ 大臼歯 1,411 点 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 63 点 口 小臼歯 63 点 ハ 大臼歯 63 点 M017-2 高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) 1,629点 M018 有床義歯 [次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき)

1 局部義歯(1床につき)

(1) 1 歯から4 歯まで	2 点
(2) 5歯から8歯まで	3 点
(3) 9歯から11歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7点
2 総義歯 (1 顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)	37 点
M020 鋳造鉤(1個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,348 点
ロー犬歯・小臼歯	1,096 点
② 二腕鉤(レストつき)	
イー大臼歯	1,096 点
ロー犬歯・小臼歯	842 点
ハー前歯(切歯)	648 点
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,128 点
ロー犬歯・小臼歯	882 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イー大臼歯	774 点
ロー犬歯・小臼歯	673 点
ハー前歯(切歯)	624 点
3 鋳造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤(1個につき)	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	645 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	498 点
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)	
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金 12%以上)、線鉤に不銹鋼	及び特殊鋼を用いた場
合	
(1) 前歯	312 点
② 犬歯・小臼歯	337 点
(3) 大臼歯	387 点
2 鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊	鋼を用いた場合
(1) 前歯	38 点
② 犬歯・小臼歯	38 点
(3) 大臼歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料(1 歯につき))	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) イ 大臼歯 774点 ロ 小臼歯・前歯 566 点 (2) 銀合金 イ 大臼歯 38 点 ロ 小臼歯・前歯 29 点 (キーパー) 1個につき 233 点 M023 バー (1個につき) 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) 1,808点 (2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点 2 屈曲バー 不銹鋼及び特殊鋼 30 点 M030 有床義歯内面適合法 軟質材料を用いる場合(1顎につき) 1 シリコーン系 166 点

100点

2 アクリル系

「特定保険医療材料の定義について」 (令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部改正について

1 別表のⅡの 123 (3) ⑦及び⑧アiの「薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性 又は持続性心房細動」を「再発性症候性の発作性心房細動(薬剤抵抗性を含む。)又 は薬剤抵抗性を有する症候性の持続性心房細動」に改める。 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第1章 (略)

第2章 特揭診療料

第1部~第11部 (略)

第12部 放射線治療

第1節 放射線治療管理·実施料

 $M000\sim01-2$ (略)

M001-3 直線加速器による放射線治療(一連につき)

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 定位放射線治療における頭頸部に対する治療については、頭頸部腫瘍(頭蓋内腫瘍を含む。)、脳動静脈奇形及び薬物療法による疼痛管理が困難な三叉神経痛に対して行った場合にのみ算定し、体幹部に対する治療については、原発病巣が直径5センチメートル以下であり転移病巣のない原発性肺癌、原発性肝癌又は原発性腎癌、3個以内で他病巣のない転移性肺癌又は転移性肝癌、転移病巣のない限局性の前立腺癌又は膵癌、直径5センチメートル以下の転移性脊椎腫瘍、5個以内のオリゴ転移及び脊髄動静脈奇形(頸部脊髄動静脈奇形を含む。)に対して行った場合にのみ算定し、数か月間の一連の治療過

改正前

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第1章 (略)

第2章 特掲診療料

第1部~第11部 (略)

第12部 放射線治療

第1節 放射線治療管理·実施料

 $M000\sim01-2$ (略)

M001-3 直線加速器による放射線治療(一連につき)

 $(1) \sim (2)$ (略)

(3) 定位放射線治療における頭頸部に対する治療については、頭頸部腫瘍(頭蓋内腫瘍を含む。)及び脳動静脈奇形に対して行った場合にのみ算定し、体幹部に対する治療については、原発病巣が直径5センチメートル以下であり転移病巣のない原発性肺癌、原発性肝癌又は原発性腎癌、3個以内で他病巣のない転移性肺癌又は転移性肝癌、転移病巣のない限局性の前立腺癌又は膵癌、直径5センチメートル以下の転移性脊椎腫瘍、5個以内のオリゴ転移及び脊髄動静脈奇形(頸部脊髄動静脈奇形を含む。)に対して行った場合にのみ算定し、数か月間の一連の治療過程に複数回の治療を行った場合であっても、

程に複数回の治療を行った場合であっても、所定点数は 1回のみ算定する。 (4) ~ (6) (略) (4) ~ (6) (略) (4) ~ (6) (略) MO 0 1 - 4 ~ 0 0 5 (略) 第13 部 (略) 第13 部 (略) 第3 章 (略) 第3 章 (略) 別添 2 (略) 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料料)の算定について」 (令和4年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

			り部分は改止部分)
改正後		現 行	
(別紙1)		(別紙1)	
材料料		材料料	
M002 支台築造		M002 支台築造	
(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))		(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))	
ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と	使用した本数分	ファイバーポストを用いた場合は次の材料料	と使用した本数分
のファイバーポスト料との合計により算定する。		のファイバーポスト料との合計により算定する。	
1 間接法		1 間接法	
(1) メタルコアを用いた場合		(1) メタルコアを用いた場合	
イ 大臼歯	<u>77 点</u>	イ 大臼歯	81 点
ロ 小臼歯・前歯	48 点	ロ 小臼歯・前歯	50 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M005~M009 (略)		M005~M009 (略)	
M010 金属歯冠修復(1個につき)		M010 金属歯冠修復(1個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) インレー		(1) インレー	
複雑なもの	1,040 点	複雑なもの	1,052点
(2) 4分の3冠	1,300 点	(2) 4分の3冠	1,315 点
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	418 点	a 単純なもの	447 点
b 複雑なもの	<u>774 点</u>	b 複雑なもの	826 点

ロ 5分の4冠	974 点	ロ 5分の4冠	1,039点
ハー全部金属冠	1,225 点	ハー全部金属冠	1,308点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>285 点</u>	a 単純なもの	304 点
b 複雑なもの	566 点	b 複雑なもの	604 点
ロ 4分の3冠	<u>700 点</u>	ロ 4分の3冠	747 点
ハ 5分の4冠	<u>700 点</u>	ハ 5分の4冠	747 点
二 全部金属冠	877 点	二 全部金属冠	936 点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イインレー	
a 単純なもの	22 点	a 単純なもの	23 点
b 複雑なもの	38 点	b 複雑なもの	40 点
ロ 5分の4冠	50 点	ロ 5分の4冠	52 点
ハー全部金属冠	61 点	ハー全部金属冠	64 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14 点	a 単純なもの	14 点
b 複雑なもの	29 点	b 複雑なもの	30 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35 点	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	36 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35 点	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	36 点
二 全部金属冠	45 点	二 全部金属冠	47 点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>700 点</u>	(1) 前歯	747 点
(2) 小臼歯	<u>700 点</u>	(2) 小臼歯	747 点

(3) 大臼歯	974 点	(3) 大臼歯	1,039点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	35 点	(1) 前歯	36 点
(2) 小臼歯	35 点	(2) 小臼歯	36 点
(3) 大臼歯	<u>50 点</u>	(3) 大臼歯	52 点
M010-4 根面被覆 (1歯につき)		M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
イ 大臼歯	418 点	イ 大臼歯	447 点
ロ 小臼歯・前歯	285 点	ロ 小臼歯・前歯	304 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	22 点	イ 大臼歯	23 点
ロ 小臼歯・前歯	14 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	1,092 点	1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	1,166 点
2 銀合金を用いた場合	99 点	2 銀合金を用いた場合	103 点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1歯につき)		M017 ポンティック (1歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イー大臼歯	<u>1,411 点</u>	イー大臼歯	1,505点
口 小臼歯	1,062点	ロー小臼歯	1,134点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	49 点	大臼歯・小臼歯	51 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	à	(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	合
イ 前歯	848 点	イが歯	905 点
口小臼歯	1,062点	口 小臼歯	1,134点
ハー大臼歯	<u>1,411 点</u>	ハー大臼歯	1,505 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イが歯	63 点	イが歯	65 点
口小臼歯	63 点	口小臼歯	65 点
ハー大臼歯	63 点	ハ大臼歯	65 点
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鋳造鉤(1個につき)		M020 鋳造鉤(1個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,348 点	イ 大・小臼歯	1,363 点
ロー犬歯・小臼歯	1,096 点	ロ 犬歯・小臼歯	1,109点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤(レストつき)	
イ 大臼歯	1,096 点	イ 大臼歯	1,109点
ロー犬歯・小臼歯	842 点	ロ 犬歯・小臼歯	852 点
ハ 前歯(切歯)	648 点	ハ 前歯(切歯)	656 点
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	1,128点	イ 大・小臼歯	1,204 点
ロー犬歯・小臼歯	882 点	ロ 犬歯・小臼歯	941 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤(レストつき)	
イ 大臼歯	774 点	イ 大臼歯	826 点
ロー犬歯・小臼歯	673 点	ロ 犬歯・小臼歯	718 点
ハ 前歯(切歯)	624 点	ハが前歯(切歯)	666 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤(1個につき)		M021 線鉤(1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	645 点	(1) 双子鉤	652 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>498 点</u>	(2) 二腕鉤(レストつき)	504 点
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)	

1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金 12%以	(上)、線鉤	向 1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金 12%以上)、線鉤
に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
(1) 前歯	312 点	(1) 前歯 333 点
(2) 犬歯・小臼歯	337 点	(2) 犬歯・小臼歯 359点
(3) 大臼歯	387 点	(3) 大臼歯 413 点
2 (略)		2 (略)
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)
1 (略)		1 (略)
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板
(根面板の保険医療材料料(1 歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキー	ーパー料と	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と
の合計により算定する。		の合計により算定する。
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
イ 大臼歯	774 点	<u>ダ</u> イ 大臼歯 826 点
ロー小臼歯・前歯	566 点	豆 口 小臼歯・前歯 604 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金
イ 大臼歯	38 点	<u>ダ</u> イ 大臼歯 40 点
ロー小臼歯・前歯	29 点	豆 ロ 小臼歯・前歯 30 点
(キーパー)		(キーパー)
1個につき	233 点	1 個につき 233 点
M023 バー (1個につき)		M023 バー (1個につき)
1 鋳造バー		1 鋳造バー
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,808 点	(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上) 1,930 点
(2) (略)		(2) (略)
2 (略)		2 (略)
M030 (略)		M030 (略)
		<u> </u>

「特定保険医療材料の定義について」(令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正

(別表)

I (略)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第 Ⅲ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第 10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルム を除く。) 及びその材料価格

 $001 \sim 122$ (略)

123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル

(1) • (2) (略)

(3) 機能区分の定義

 $\widehat{1}$ ~ $\widehat{6}$ (略)

⑦ 冷凍アブレーション用・バルーン型

再発性症候性の発作性心房細動(薬剤抵抗性を含む。)又は 薬剤抵抗性を有する症候性の持続性心房細動の治療を目的とし て使用する冷凍アブレーション用のバルーンカテーテルである こと。

- ⑧ 冷凍アブレーション用・標準型
 - ア 次のいずれかに該当すること
 - i 再発性症候性の発作性心房細動(薬剤抵抗性を含む。) 又は薬剤抵抗性を有する症候性の持続性心房細動の治療を 目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーショ ンを補完するために使用する、冷凍による心筋焼灼用のカ テーテルであること。

ii (略)

改正

(別表)

I (略)

10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルム を除く。)及びその材料価格

 $001 \sim 122$ (略)

|123 ||経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル

(1) • (2) (略)

(3) 機能区分の定義

① \sim ⑥ (略)

- ⑦ 冷凍アブレーション用・バルーン型 薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細 動の治療を目的として使用する冷凍アブレーション用のバルー ンカテーテルであること。
- ⑧ 冷凍アブレーション用・標準型 ア 次のいずれかに該当すること
 - i 薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心 房細動の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷 凍アブレーションを補完するために使用する、冷凍による 心筋焼灼用のカテーテルであること。

(略) ii

イ (略)	イ (略)
124~219 (略)	124~219 (略)
Ⅲ~IX (略)	III~IX (略)